農第11号

令和７年７月10日

スマート農業機械等導入支援事業費補助金の配分基準について

スマート農業機械等導入支援事業交付等要綱第4条第2項の配分基準について、別表１のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| メニュー | 基準及びポイント |
| 3年間の経営・受託面積の拡大 | ・3ヘクタール未満　1ポイント・3～5ヘクタール未満　2ポイント・5～10ヘクタール未満　3ポイント・10ヘクタール以上　5ポイント（売上の過半が園芸品目の場合）・0.3ヘクタール未満　1ポイント・0.3～0.5ヘクタール未満　2ポイント・0.5～1ヘクタール未満　3ポイント・1ヘクタール以上　5ポイント |
| 経営の高度化、GAPの認証※いずれか１つ | ・法人化している　1ポイント・第三者認証GAPを取得している　2ポイント・どちらでもない　0ポイント |
| 富山RTKサービスの利用状況 | ・利用していないが富山RTKサービスに関する研修会に参加している　3ポイント・利用しておらず研修会に参加しない　配分しない・IDを取得する　　1ポイント・IDを取得しない　配分しない |
| 女性の経営参画 | ・女性農業者が代表者、もしくは役員がいる　2ポイント・女性常時従事者がいる 1ポイント　・どちらでもない　0ポイント |
| 新規就農 | 申請日から5年以内に常勤雇用者が・2名以上増加した　2ポイント・1名増加した　1ポイント／増加していない　0ポイント |
| 農業機械士 | ・経営者や従業員等が、富山県農業機械士の認定を受けている　2ポイント・受けていない　0ポイント |
| 導入機械 | ・ロボット農機　5ポイント・自動操舵システム(RTKアップグレード含む)　3ポイント・上記以外の農業用機械（ドローン等）　1ポイント |

ポイントの合計が大きいものから順に配分するものとする。この補助事業で既にポイントを取得したメニューは、追加の取組みについて記載があった場合（例：更なる面積拡大、女性従業員の増、農業機械士の増など）にポイントを加算する。算出したポイントが同一の場合には、事業費が小さい事業実施予定者に優先して配分するものとする。